

平成27年教育委員会臨時会会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成28年3月18日（木）
開会：午後5時22分 閉会：午後6時00分
- 2 開催場所 教育委員会室2
- 3 会議次第
 - 議題の非公開について
 - 議案第34号 大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第35号 大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第36号 大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第37号 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第38号 大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第39号 大津市教育委員会の所属職員の任免について
- 4 出席委員
桶谷委員長、本郷委員長職務代理者、前田委員、井上教育長
- 5 会議に出席した説明員
船見政策監、井口学校安全政策監、徳永子ども政策監、南堀教育総務課長、内田人事課長、三上幼児教育指導監、杉江文化財保護課長、相井人事課主査、伏見教育総務課主幹
- 6 会議に出席した事務局職員
伊藤教育総務課主任
- 7 会議を傍聴した者
 - (1) 一般傍聴者 0人
 - (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 委員長が臨時会の開会を宣言

議題の非公開 議案第39号について、非公開とすることを可決。

議案第34号 大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○内田人事課長 大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について、平成26年度の人事院勧告等に基づき、教育公務員の給与に関する条例の一部改正が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正を行うものである。

義務教育等教員特別手当は、規則の別表において各級、号給に対してその手当額が定められているところを、教育公務員の給与に関する条例の一部改正が行われ、給料表の号給の増設が行われたことに伴い、増設された号給に対する義務教育等教員特別手当額を設定する必要があるため、今回大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する。

なお、平成27年4月1日以降、現在までにおいて、給料表に増設された号給に達している教育公務員はいない。

【質疑】

○桶谷委員長 増設されたのは、どうして今までなくて、去年の4月1日に増えることになったのか。

○相井人事課主査 平成26年度の人事院勧告等に基づき、2級のいわゆる現場の教員の給料合給の最高号給に達している者が多かったことが原因だと思われるが、増設する案が人事院勧告で示され、それに基づいて大津市でも給料表を増設した。

【採決】 可決

議案第35号 大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第36号 大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第37号 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○南堀教育総務課長 議案第35号から議案第37号までは、行政不服審査法の抜本改正に伴い、関係規則の規定の整理及び教示文の改正を行うものである。

行政処分に対する不服審査の手続については、改正前の制度では処分を行った行政庁に対する「異議申立て」と処分を行った行政庁の上級庁に対して行う「審査請求」の2つが設けられていた。改正後は、審理員を擁する審査庁に対する「審査請求」に一元化されるほか、不服申立期間が原則60日以内から3カ月以内に延長されるなど、法施行から50年ぶりに抜本的な改正が施された。改正法については、平成26年6月に公布され、来月1日からの施行となることから、これらの改正規則の施行期日は、いずれも平成28年4月1日となる。

議案第35号大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定については、第2条に教育委員会の教育長に委任することができない事項、つまり議決を必要とする事項を掲げているが、そのうち、第3号の「訴訟及び不服申立て」とあるのを「訴訟及び審査請求」に改めるものである。

議案第36号大津市市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定については、学校園の校舎、体育館、運動場等の目的外使用に関して定めるこの規則において、今回の改正では様式第3号の教示文も改めるものである。様式第3号は、使用許可申請に対して教育長が不許可とする場合に交付する様式であり、処分に不服がある場合の措置について記した教示の文面について、手続を審査請求に統一するとともに、審査請求期間を延長して明記するものである。

議案第37号大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則の制定については、文化財保護法に定めのある伝統的建造物群保存地区における現状変更行為等の申請に対する処分手続に対し、必要な事項を定めるこの規則において、今回の改正では様式第3号の教示文を改めるものである。教示文の改正内容は、議案第36号と同じである。

【質 疑】 な し

【採 決】 可 決

議案第38号 大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説 明】

○徳永子ども政策監 議案第38号大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について、現在、市立幼稚園で子育て支援型預かり保育を週5日で実施している幼稚園に、真野幼稚園、大石幼稚園を加え、19園から29園に拡充をするものである。真野幼稚園、大石幼稚園については、今年度、利用申込人数が多く、保護者のニーズが高かったことから、週2日から週2.5日に拡充し実施しているが、4月から12月までの利用実績から、利用枠に対する申込数の割合が他の園と比べて高いため、機会均等を図るという観点から、平成28年度から週5日に拡充をしようとするものである。

また、藤尾幼稚園については、平成28年度から長等幼稚園において合同保育を行うため、預かり保育の実施園からその園名を削除するものである。

施行日は、平成28年4月1日を予定をしている。

【質 疑】 な し

【採 決】 可 決

議案第39号 大津市教育委員会の所属職員の任免について

【説 明】

○船見政策監 議案第39号大津市教育委員会の所属職員の任命については、3月31日若しくは4月1日付で教育委員会の所属職員の任免について委員会の議決を求めるものである。

平成28年度人事異動方針について説明する。1点目、教職員の不祥事未然防止対策及び人事管理の強化という観点から、学校教育課の教職員係を室に格上げし、独立した教職員室を設置する。2点目、中学校給食の実施に向けた取組の推進強化の観点から、学校給食課の中学校給食準備室を独立した室にするとともに、室長を学校給食課長兼務から専任設置とすることにより、体制の強化充実を図るものである。3点目、学校給食課及び生涯学習課の課内の事務を整理し、学校給食課については、スクールランチ・給食管理係と給食費収納係の2係体制とし、生涯学習課については、3係から人権生涯学習係と公民館社会教育係の2係に再編を行うものである。

【質 疑】

○桶谷委員長 新しいこの教職員室は、体制的にはどんな体制になるか。

○南堀教育総務課長 教職員室の室長は、次長級の教育監が室長を事務取扱し、室次長と専任職員が指導主事で3名、ほかに兼務職員として教育総務課長、教育総務課課長補佐、学校教育課主幹がいる。

○桶谷委員長 私は、教職員人事を教育総務課が担当すべきだということを、議論してきた。しかし、それでは学校の内情や、学校の教職員の動きなどの情報が入ってこない。そのことが、問題になってくる。今後は、壁をつくらずに、今までと同じような形で、情報を共有し、そして、課題を協議して行ってほしい。

○船見政策監 教育監が室長を兼務することで、当然その辺のリーダーシップを図っていただき、また、物理的にも席の配置も、教職員室と学校教育課指導係を隣接するような形で配置し、日常の情報共有がしやすいような形をとり、組織体制的にも教育監がその辺のコントロールをしていただくことを考えている。

○井上教育長 今回、教育職の次長級の教育監というポストの職員をこの教職員室の室長に据えるのは、学校教育課との連携、それから次長級の職員として各学校に対しての指導力も含めて考えた上での配置である。その上で、教育総務課の課長あるいは補佐を兼務職員として置き、それぞれの所属との連携を十分図っていただく。

○日渡委員 教職員室であるが、先ほど来、学校教育課との連携が重要だという話がずっと出ていますが、それはもう全く問題ない。やはり新設されたということで、独立性というものを1番目にメッセージとして言うべきである。

○井上教育長 28年度の教育委員会の人事異動方針の重点事項に、教職員室を独立したものとして設置したことを1番目にあげさせていただいている。

○本郷委員 学校安全政策監がいなくなり、児童生徒支援課長が、このかわりにリーダーシップをとることになると思うが、児童生徒支援課長は、いじめ対策推進室の参事を兼ねられる。これは、将来的に、今二元体制でいじめ対策をしているような印象があるところを、一元化していこうということへの布石と考えたらいいのか。

○井上教育長 これについては、以前からいじめ対策推進室の参事兼務となっており、今年度新たに兼務がかかったわけではない。当初から、二元体制という、教育委員会とそれから市長部局、それぞれ対応するということであるが、やはり本郷委員がおっしゃったとおり、風通しをよくするために、こうして兼務をかけているという認識ではある。

将来的にどうしていくかというのは今後の大きな課題であると捉えているので、また検討は進めていきたいと思っている。

【採 決】 可 決

閉会 委員長が臨時会の閉会を宣言